

例 条



第5次鶴ヶ島市総合計画の冊子

議案第2号

鶴ヶ島市行政組織条例の一部を改正する条例について

第5次鶴ヶ島市総合計画（前期基本計画）のリーディングプロジェクトの一つである水土里の交流圏の構築に向けた組織体制を強化するものです。

Q 新たな組織に与えられた使命は何か。

A 秘書政策課長 リーディングプロジェクトに掲げた水土里の交流圏の構築を実現することであり、農業大学校移転後の跡地への企業誘致及び南西部圏央道インターチェンジ周辺の在り方や活用について検討をするものである。

議案第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の所有に係る住居手当を廃止するとともに、一般職の職員及び月額で報酬を支給する一般職非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額及び報酬額の算出方法について、労働基準法と整合を図るものです。

Q 住居手当廃止の対象となる職員数と影響額は。また、県内他市町村の状況はどうか。

A 人事課長 対象者は25年4月1日現在192人、廃止による影響額は年間で1152万円となる。県内他市町村の状況は、38団体が支給し、24団体が廃止している。



議案第5号

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例について

東日本大震災からの復興に関して、市が実施する防災のための施策に必要な財源に充てるため、個人の市民税の均等割の税率の特例

等を定めるものです。

Q この程度の収入の方から課税され、課税額はいくらになるのか。また、期間はどの程度か。

A 税務課長 給与収入が年間で93万円以上ある方に課税され、期間は、26年度から10年間である。

議案第6号

鶴ヶ島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

いわゆる地域主権改革の一環としての介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

Q これまでも継続的に実施されてきたサービスであるが、条例の制定によってサービス内容に変更があるのか。

A 高齢者福祉課長 条例の制定によって変わるものではなく、人員基準もサービス内容も現行のとおりである。

Q 条例に独自基準を盛り込むに当たっての方向性は。

A 高齢者福祉課長 条例制定の目的がきめ細かな市民サービスの提供を目指すものであり、必要なサービスを確実に提供できるということを目標とした。

議案第7号

鶴ヶ島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

いわゆる地域主権改革の一環として介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものです。

Q 第13条で正当な理由なくサービスの提供を拒んだ事例があるか。

A 高齢者福祉課長 今まで拒否をした事例はない。どうしてもその施設に入所継続が不可能という場合には、本人の状態や家族の意見を聴いて、他の施設を紹介している。

議案第9号

鶴ヶ島市新型インフルエンザ等対策本部条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、鶴ヶ島市新型インフルエンザ等対策本部に關して必要な事項を定めるものである。

Q 保健所との連携はどのようにするの。

A 保健センター所長 保健所との連携は必要であるが、これから作成する行動計画で、具体的な内容を決めていく予定である。

議案第10号

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本市に派遣された他団体の職員に対する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規定を定めるものです。

Q 支給額の算出方法は。

A 保健センター所長 国が定めた災害派遣手当の額の基準に基づき、全国一律である。

議案第11号

鶴ヶ島市都市公園条例の一部を改正する条例について

いわゆる地域主権改革の一環としての都市公園法等の改正等に伴い、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準等を定めるものです。

Q 現在の市民1人当たりの公園面積は。

A 都市計画課長 市全体では4.03平方メートル、市街化区域では2.86平方メートルである。

Q 今後、市民1人当たりの公園面積を4.03平方メートルから6.72平方メートルに整備することだが、その整備スケジュールは。また整備に要する費用の財源は。

A 都市整備部長 来年度から公園整備計画の作成に着手する予定である。財源は、国の補助や起債も含めて、今後計画の作成に